

(A) 健康保険の被保険者のみ除外して居る。

(B) 臨時・入夫等の名稱で、事實上は、五年迄六年迄繼續して使用して居る。

(C) 従つて、期末賞與、退職手當、勤続手當、等々の待遇が底い。

(D) この制度は、法律上には禁止されて居るが罰則がないから、使用者側は、勝手
に、内規として實施する。

これは、臨時雇傭制度の存続する限り、労働者は、たへず

いつ失業するか解らぬ。

失業しなくとも、少しも向上しない。

と云ふ、不安におそはれて居るのである。

ここで、千九百三十五年、三十六年の時期は、重大な時期であつて、前記の六、萬人
は國家豫算の減少、事業の縮小、等の影響を受けて、恐るべき、失業問題の渦が起
るのではないか？との懸念がある。

従つて、右の長僱制度を速に、改革し、資本家、僱用人側は一定の責任を負はす
ことは必要である。

同時に、労働者側と共済制度等を確立して自衛策を講ずべきである。

實行方法

- (一) 監督官廳として、右の対策を即時に取りらしめるべく促進する。
- (二) 関係各省に向つて、將來に起るべき問題の注意を喚起するべく、
- (三) 関係立法の促進。
- (四) 右に就いて中央執行委員會に一任す。

◇ 船夫保護法制定要求に関する件

提案 泉波船夫組合

正文

尤の内容を持つ船夫保護法を制定せしむべく要求する。